

No.	質問	回答
<b>本調査の対象</b>		
1	1案件あたりの業務委託契約金額は、上限1,000万円とあるが、それよりも少額の契約金額でもよいのか。	1,000万円は、あくまでも上限であり、事業規模に応じて、業務委託契約金額規模を設定してかまいません。
2	応募に際しては、法人であることが必須か。	代表企業は法人としており個人は対象外です。ただし、個人であれば補強もしくは外部人材としての参画が可能です。
3	上限の1,000万円を超える形で、調査を想定しているが、1,000万円でもよいので本制度に応募したいが可能か。	可能です。ただし、JICAの支払対象金額は上限1,000万円と定められているため、それを超える部分については、提案法人に負担していただくこととなります。提案法人が調査費用の一部を負担している場合においても、調査全体にJICAの定める本業務のルールが適用されますので、ご注意ください(成果品全体の著作権・所有権はJICAが有します。また、提案者は著作者人格権を行使しないことに同意いただきます)。また、プロポーザルに記載いただく業務費用概算については、提案法人が負担する金額も含め、業務全体の費用概算を記載してください。
4	平成23年度の中小企業連携促進調査(F/S支援)や中小企業連携促進基礎調査にて業務を受託している法人が、別の国での別事業を提案することは可能か。	調査実施中でなければ可能です。詳細は、募集要項の「3. 業務の範囲及び対象」をご覧ください。但し、多数の応募を頂いた場合、JICAとしては幅広い中小企業の取り組みをご支援したいことから、場合によっては、採択の優先順位が劣後する可能性もありますので、ご注意ください。
5	部品事業も本制度の対象に含まれるのか。	募集要項3(2)をご参照下さい。
6	「商品宣伝等を行う海外事業」が本調査の対象外となるとあるが、どういうことか。	本業務の対象とする海外事業は、中小企業が実施する海外事業を通じて開発途上国の開発課題を解決していくものであることから、商品宣伝活動のみを内容とする提案は対象外です。ただ、海外事業の一部に広告収益を含む事業は対象となります。
7	本調査では、JICAが相手国政府の承認を得る手続きを行うのか。	本調査は、原則として、現地政府からの要請は不要です。従って、相手国政府の承認を得る手続きも不要となっています。ただし、海外事業実施に必要な許認可は提案法人が取得する必要があります。
<b>対象法人について</b>		
8	共同企業体の場合、必ず中小企業が代表法人とならなければならないのか。コンサルタント企業が代表法人となることはできないのか。	本調査制度は、優れた技術力と商材、事業アイデアを活かした現地進出を志向する中小企業を支援するものであり、業務終了後に継続して事業の中核を担う当該中小企業が代表法人となることが必要です。
9	コンサルティング業を兼ねる中小企業が提案法人となる場合、コンサルタント等法人との共同提案、ないしはコンサルタント等法人からの補強団員の参画なしに、当該中小企業単体で応募することは可能か。また、これが認められる場合、「総括」と「コンサルタント総括」を一名の者が兼ねることは可能か。	当該法人の法人登記簿、業務概要等に、コンサルティング業、または調査・研究等コンサルティング業務に類似する業務が明記されている限りにおいて、いずれも可能です。
10	共同企業体を構成する場合、必ずすべての構成員が中小企業でなければならないのか。	代表法人となる中小企業以外の構成員は、中小企業である必要はありません。
11	地方自治体が共同企業体を構成する法人として、もしくは補強要員として本業務に参加することは可能か。	本業務への参加は、地方自治体等の行政機関であっても可能です。行政機関が単独でビジネスを行うことは困難ですが、例えばこれらの機関が培った技術やノウハウをもって中小企業の経験を補完・強化することにより、より円滑な現地進出につながる事が期待されます。
12	提案法人は、本業務を通じて海外事業計画を策定後、主たる事業者として実際に当該事業に関与することが想定されている法人とあるが、中小企業と大学が共同企業体を構成して提案することは可能か。	共同企業体構成法人として、大学法人も対象となり得ます。ただし、中小企業と同様、資格審査の対象となるため、全省庁統一資格がない場合はJICA資格審査関係書類を申請・取得の上、提出してください。

No.	質問	回答
13	すでに開発途上国に進出済、ないしは調査期間中に進出が達成できるような事業計画を有する中小企業の応募は可能か。	現地に進出し、実施中の海外事業(ビジネス)と異なる事業である場合や、実施中の海外事業が初期実施段階ないしは相応の検討段階にあるものの、本格的な情報収集・計画立案の必要性が認められる場合は、本調査へ応募できます。
14	まだ設立間もない会社で、財務諸表が直近2か年分提出できないが、どうしたらよいか。	2か年分を提出できなければ、1か年分を提出下さい。
15	事業提案者若しくは共同企業体構成員に非常勤として勤務する者、または事業提案者若しくは共同企業体構成員に派遣されている派遣労働者は直接人件費の対象となるか。	<p>非常勤として勤務する者については、状況に拠ります。派遣労働者は、直接人件費の対象となりません。</p> <p>1 非常勤として勤務する者 直接人件費の対象は、本調査業務の業務従事者であることが必要です。業務従事者であるためには、事業提案者若しくは共同企業体にあつてはその構成員が雇用する者又は役員であること、或いは補強団員であることが必要となります。雇用する者及び役員であることの条件は原則として以下の通りです。 (1)雇用する者であるための条件 事業提案者又は共同企業体構成員(以下「事業提案者等」)が雇用保険を付保している者又は雇用保険法第6条の規定により雇用保険法の適用を受けない者にあつては、事業提案者等から生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている者。 (2)役員であるための条件 事業提案者等の登記簿に役員として登記されていること。</p> <p>2 派遣労働者 ご質問の派遣労働者は、事業提案者若しくは共同企業体構成員に雇用されている者ではありませんので、業務従事者とならず、直接人件費の対象となりません。補強団員は、事業提案者又は共同企業体構成員が有していない高度な知見・能力を持つ人材を活用するための要員であり、派遣労働者が補強団員となることは想定していません。派遣労働者が業務従事者を補助する場合には、同労働者の費用は「その他原価」にて支弁されることとなります。</p>
<b>調査体制について</b>		
16	採択後、プロポーザル提出時から、業務従事予定者を変更することは可能か。	「総括」並びに「コンサルタント総括」の変更は、原則困難とご理解下さい。他の業務従事者に関しては、当初従事者と同等の経験・能力を持つとみなされる限りにおいて変更可能ですが、業務実施の一貫性を確保するためにも可能な限り変更がないよう計画を作成することをお願いします。
17	業務従事者の構成に関し、現地駐在員事務所の社員をメンバーに加えたいと考えているが、現地駐在員事務所の社員も業務従事者として含んでも問題ないか。	問題ありません(ただし、日本で登記されている法人を応募要件としているため、現地法人の社員として参加する場合は、提案法人としての応募ではなく、現地調査時の補強団員又は現地備人としてのみ参加が可能です(募集要項2(1)参照。)
<b>再委託と補強団員について</b>		
18	「コンサルタント総括」が補強団員である場合でも、同人を評価対象者としてもよいか。	可能です。なお、補強団員は、「総括」にはなれません。
19	補強団員が個人で活動している場合、同意書は本人の押印でよいか。	本人の押印で問題ありません。
20	現地の政府機関の職員を現地備上することは可能か。	現地法令により公務員の事業禁止が定められる時は、原則としてできません。ただし、法令の規制が無い時は、国立(あるいは公立)大学法人や公的研究機関の研究者等によっては、業務内容と専門性によって個別に判断させていただく場合があります。

No.	質問	回答
<b>経費について</b>		
21	人件費算定方法は、どのような計算基準となるのか。	人件費については、JICAの定める直接人件費月額単価の基準を上限としています。それを超えた場合には、契約交渉の際に価格交渉を行います。ただし、現段階(プロポーザル作成時)では厳密な積算は不要ですので、提案法人の給与基準等を基に大まかな額を提案いただくことで構いません。積算の詳細については、採択後に改めて弊機構の基準を基に検討していただきます。
22	日本からの試供品の運搬や加工に係る費用は、支払い対象となるか。	支払い対象外です。
23	ファイナル・レポート作成に係る現地語の翻訳費用は支払い対象となるか。	翻訳費用は支払対象外です。
24	現地でのレンタカー代(ドライバー代)及び燃料代、通訳代を現地再委託費として計上することは可能か。	現地で発生する諸費用については、JICA負担の対象外となります。本調査支払対象となる項目については、募集要項5.(2)をご参照ください。
25	(精算について)調査費用はどのタイミングで支払われるのか。	精算は、①前金払(契約金額の40%を上限。銀行保証が必要)、②部分払(出来高払い)、③期末概算払(最終成果品提出後、契約金額の9割を上限に支払)、④精算払(最終一括払い)のオプションがあります。詳細は、採択後にご説明いたします。
26	見積書は、プロポーザルと一緒に提出する必要があるのか。また、見積書のフォーマットはあるのか。	プロポーザル提出時には、詳細な見積もりは必要なく、大まかな金額を記載いただければ結構です。詳細な見積りは、採択後に提出していただきます。
27	その他原価は、直接人件費×120%を上限に任意で設定できるとなっているが、その他原価率の根拠の提出を求められるのか?	その他原価の根拠は特に求めておりません。また、その他原価については、精算の際に資金用途についてJICAから詳細な質問を行うことはなく、精算時にその他原価部分の証憑などの提出は不要です。
<b>プロポーザルについて</b>		
28	プロポーザルの作成について、プロポーザルは、全体で15ページ以内とあります。この際、別添1様式5~10を含めて15ページ以内となるのでしょうか?	別添1様式5「プロポーザル」を15ページ以内としてください。様式6以降、会社パンフレット等の参考資料は、プロポーザルのページ数(15ページ以内)としてはカウントいたしません。
29	現地NGOのメンバーを補強として調査団員に加えようと考えているが、先方から提出を受ける同意書は、様式8を英訳したものの(英文)でよいか。	日本語での記入が難しい場合は、同じ趣旨の内容を記した英文文書(特にフォーマットは定めません)でも結構です。その場合は、印鑑は不要で、サインで代用していただいて構いません。
30	プロポーザル書式の最後に「補強団員一覧表(様式9)」「補強の同意書(様式10)」とがあるが、これは補強団員(下請団員)を提案する場合に必要な書式と理解しているが間違いないか。	様式9と様式10については、提案法人以外の人材が「補強」人材として参加する場合に記入いただく様式です。
31	共同企業体の場合は、「共同企業体結成届」を現段階で提出する必要があるか。	共同企業体を結成してご提案いただく場合は、プロポーザル提出時に共同企業体結成届を提出してください。
32	採択後、業務計画書(案)を提出することになっているが、このフォーマットはあるか。	業務計画書(案)の様式につきましては、採択後に配布させていただきます。
33	様式7の評価対象従事者経歴書について、記入を予定している者は、海外経験も豊富で、英語も非常に堪能だが、現時点で、語学能力認定の関わる資格を有していない。英語能力については、実際面で非常に高いレベルにあったとしても、証明書がなければ全てD判定をするしかないのか。	語学証明書の提出は必須ではありません(あれば参考として添付下さい)。資格がない場合、自己判定をしていただければ結構です。

No.	質問	回答
34	プロポーザルを綴じるためのファイルは、型式の指定があるか。	ファイルは必要ありません。別添1参考資料「提出いただく書類の組み方(イメージ)」の通り、ホチキス止めしてください。
35	提案法人の概要で、資本金を記載する必要があるが、大学のような学校法人の場合は、いわゆる資本金という概念というものが無いがどうしたらよいか。	会計基準に定める基本金の額を資本金に代えて記載して下さい。
36	「財務諸表」として提出すべき書類は何か。	各社名の記載のある貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。但し、財務諸表作成上、キャッシュフロー計算書の作成が義務となっていない企業は提出いただく必要はありませんが、可能な限りご提出をお願いいたします。
<b>資格審査について</b>		
37	共同企業体で提案する場合、参加するそれぞれの企業が資格審査申請を行う必要があるのか。	複数の法人からなる共同企業体として応募される場合は、共同企業体を構成する各法人の申請手続きが必要です。なお、その場合の申請書の提出は、別々でもかまいません。
38	まだ設立間もない会社で、財務諸表が直近1か年分を提出できないが、どうしたらよいか。	別添1様式5プロポーザルのP4に記載のとおり、設立1年未満の企業は応募対象としておりません。
39	補強団員についても資格審査が必要か。	補強団員については、資格審査申請は必要ありません。
<b>その他</b>		
40	過去に採択された案件のプロポーザルを公開していただくことは可能か。	企業情報など機微に触れる情報が含まれるため、プロポーザルはすべて非公開となっております。
41	検討している案件が、過去に採択された案件と同じ国で内容が重複する場合、先行案件の情報を提供していただくことは可能か。	先行案件のプロポーザルは全て非公開とさせて頂いております。なお、調査終了後の報告書(ファイナルレポート)は原則公開となっております。JICA図書館又はホームページにて閲覧できます。
42	本業務委託中は、JICAから何等かのサポートはあるのか。また、JETROなど他機関との連携はあるのか。	JICAでは、本部及び在外事務所にて、必要な情報提供やJICAとの連携に係るご相談について対応させて頂きます(必要に応じて相手国政府機関、公的機関とのアポ等のサポート含む。ただし、ホテル、移動手段などのロジスティック面の手配については除く)。JETROなど他機関との連携については、ケースバイケースで、御相談に応じます。
43	仮に本業務委託中に当初の想定よりも早く事業化のめどが立った場合、調査期間中であっても、現地に工場を建設し、生産を開始するという経営判断がなされることが考えられるが、その際、本業務実施と事業化を並行して進めることについて何らかの制約はあるか。	特に制約はございませんが、事業化が予定より早く進んだ場合でもJICAとの契約で取り極めた業務委託内容の実施および報告書の作成は行っていただく必要がありますので、そうした見通しができた場合には早めにJICAにご相談ください。
44	(報告書について)公開が必要なのは業務完了報告書(最終成果品)のみか。また、既存調査の報告書で、既に公開されているものはあるか。	公開が必要なのは業務完了報告書並びに同レポートの要約のみです。また、現時点で公開可能な既存調査の報告書は、JICA図書館ポータルサイト( <a href="http://libopac.jica.go.jp/">http://libopac.jica.go.jp/</a> )にて公開されておりますので、ご参考としてください。ポータルサイトでは、「中小企業連携促進」で検索してください。
45	調査終了後の成果物の公開基準について教えてほしい。	業務完了報告書は、原則として一般公開の対象となります。ただし、当該ビジネスの商業上の秘密に該当し、報告書の公開が提案法人に対して損害をもたらすと判断される場合は、契約先法人と協議した上で、最大で10年間非公表とすることを検討します。また、公開制限期間については、提案法人と必要期間を協議の上、法令及びJICAの文書管理規程に従って個別に検討いたします。